

自治基本条例の比較表

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
条例名称	川崎市自治基本条例	文の京自治基本条例	豊田市まちづくり基本条例	
施行日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成17年10月1日	
前文	<p>私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。</p> <p>今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。</p> <p>私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。</p> <p>こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。</p> <p>そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。</p>	<p>文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。</p> <p>私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。</p> <p>そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとすることが大切と考えます。</p> <p>私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。</p> <p>私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。</p>	<p>わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。</p> <p>これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。</p>	
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>・宇都宮市民憲章(昭和55年4月1日 告示第71号)</p> <p>・平和都市宣言(平成8年4月1日 告示第155号)</p> <p>・福祉都市宣言(平成8年)</p> <p>【参考:憲法第92条,第94条,地方自治法第1条の2第1項,第2条第14項】</p>
定義	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」</p>	<p>【参考:地方自治法第10条~第13条の2】</p>

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	<p>号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。</p> <p>(3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。</p>	<p>号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。</p> <p>二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。</p> <p>三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。</p> <p>四 地域活動団体、地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。</p> <p>五 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。</p> <p>六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。</p> <p>七 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。</p> <p>八 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。</p>	<p>とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。</p> <p>2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p>	
基本理念	<p>(基本理念)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。</p> <p>(1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。</p> <p>(2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。</p> <p>(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p>	<p>(協働・協治)</p> <p>第三条 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。</p>		<p>・宇都宮市民憲章（昭和55年4月1日 告示第71号）</p> <p>・平和都市宣言（平成8年4月1日 告示第155号）</p> <p>・福祉都市宣言（平成8年）</p> <p>【参考：憲法第92条，第94条，地方自治法第1条の2第1項，第2条第14項】</p>
自治の基本原則	<p>(自治運営の基本原則)</p> <p>第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。</p> <p>2 市は、参加又は協働による自治運</p>	<p>(参画と協力)</p> <p>第四条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力し合い、連携を図る。</p> <p>(情報共有)</p> <p>第五条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。</p>	<p>(市政への参画)</p> <p>第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。</p> <p>(共働によるまちづくり)</p> <p>第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。</p>	<p>・宇都宮市行政経営指針（平成15年2月制定）</p> <p>・市民協働推進指針（平成16年11月制定）</p>

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	<p>営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。</p>	<p>(対等な立場の尊重)</p> <p>第六条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。</p> <p>(自己決定・自己責任)</p> <p>第七条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。</p>	<p>(情報の共有)</p> <p>第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。</p>	
市民の権利	<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。</p> <p>(3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。</p> <p>(4) 行政サービスを受けること。</p>	<p>(区民の権利)</p> <p>第八条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。</p> <p>2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。</p> <p>(1) 市政に参画すること。</p> <p>(2) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>2 市民は、行政サービスを受けることができます。</p>	<p>・宇都宮市情報公開条例(平成12年3月24日 条例第1号)</p> <p>・市民協働推進指針(平成16年11月制定)</p> <p>・パブリックコメント制度実施要綱(平成14年4月施行)</p> <p>・宮だより(平成11年4月～)、まちづくり懇談会(平成11年10月～)、テーマ別懇談会(平成12年2月～)、市政アンケートモニター制度(平成12年4月～)</p>
市民の責務	<p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。</p> <p>(1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。</p> <p>(2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>(3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。</p> <p>(4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。</p>	<p>(区民の責務)</p> <p>第九条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。</p> <p>2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p> <p>3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとします。</p> <p>4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとします。</p>	<p>【参考：憲法第30条(納税の義務)、地方自治法第10条(納税の義務)】</p>
地域活動団体(コミュニティ)の基本的役割、地域活動団体の尊重	<p>(コミュニティの尊重等)</p> <p>第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。</p> <p>2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。</p> <p>3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p>		
地域活動団体の権利		<p>(地域活動団体の権利)</p> <p>第十条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。</p>		

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
		2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。		
地域活動団体の責務		(地域活動団体の責務) 第十一条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。 2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。		
非営利団体の権利		(非営利活動団体の権利) 第十二条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。 2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。		
非営利団体の責務		(非営利活動団体の責務) 第十三条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。 2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。		
事業者の権利		(事業者の権利) 第十四条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。 2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。		
事業者の責務	(事業者の社会的責任) 第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。	(事業者の責務) 第十五条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。 2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。		
市の基本的役割	(行政運営の基本等) 第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。 2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。 (1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。 (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。 (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。 (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。	(区の基本的役割) 第十六条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。 2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。 3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。 (保証役としての役割) 第十七条 区は、自ら公共のサービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共のサービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共のサービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。	(総合的な市政経営) 第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。 2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。 3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を上げるよう市政経営を行います。	・宇都宮市総合計画策定に関する規程(昭和45年6月施行) ・宇都宮市総合計画進行管理規程(昭和46年12月施行) ・第4次総合計画改定基本計画(平成15年2月策定) ・宇都宮市行政経営指針(平成15年2月) ・行政経営指針改定行動計画(平成17～21年度)策定 【参考:地方自治法第2条第4項(総合計画),同法第2条第14項(最小経費・最大効果)】

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	<p>(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。</p> <p>(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。</p> <p>3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。</p> <p>4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限り、)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。</p>	<p>(調整役としての役割)</p> <p>第十八条 区は、必要に応じて、区民等との調整を行う役割を担う。</p> <p>(地域の担い手の支援)</p> <p>第十九条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。</p>		
議会の基本的役割	<p>(議会の権限及び責務)</p> <p>第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(区議会の基本的事項)</p> <p>第二十条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽(けん)制する機能を有する。</p>		【参考：地方自治法第89条～第138条(以下議会に関する条項につき同様)】
議会の設置	<p>(議会の設置)</p> <p>第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。</p>			
議会の責務	<p>(議会の権限及び責務)</p> <p>第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。</p> <p>2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。</p>	<p>(区議会の責務)</p> <p>第二十一条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。</p> <p>(情報の共有と説明責任)</p> <p>第二十二条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。</p> <p>(区民参加と活性化)</p> <p>第二十三条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。</p> <p>2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市議会傍聴規則(昭和36年6月26日 議会規則第2号) ・市議会広報紙「あなたと市議会」(昭和50年6月～) ・政策条例検討委員会の設置(平成16年6月)
議員の責務	<p>(議員の責務)</p> <p>第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。</p> <p>2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。</p>	<p>(区議会議員の責務)</p> <p>第二十四条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽(さん)に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員の倫理に関する条例(平成11年12月17日 条例第44号)
執行機関の基本的役割		<p>(執行機関等の基本的事項)</p> <p>第二十五条 区長、助役及び収入役並びに行政委員会等は、協働・協治</p>		【参考：地方自治法第139条～159条(以下執行機関に関する条項

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
		の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。		につき同様)】
執行機関の責務		(執行機関の責務) 第二十六条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。 2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを旨とする。	(市長等の責務) 第12条 (略) 2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。	
市長の設置	(市長の設置) 第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。			
市長の責務	(市長等の権限、責務等) 第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。 3 (略)	(区長の責務) 第二十九条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。 2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。 3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。	(市長等の責務) 第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を經營します。 2 (略)	
職員の責務	(市長等の権限、責務等) 第14条 (略) 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。	(職員の責務) 第三十条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。	(職員の責務) 第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。 3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとしします。	・宇都宮市職員服務規程(昭和36年5月31日訓令第4号) ・宇都宮市職員行動規範(平成14年4月発効)
総合計画			(総合的な市政經營) 第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政經營を行います。 2 (略) 3 (略)	・宇都宮市総合計画策定に関する規程(昭和45年6月施行) ・宇都宮市総合計画進行管理規程(昭和46年12月施行) ・第4次総合計画改定基本計画(平成15年2月策定) 【参考:地方自治法第2条第4項】
行政評価	(評価) 第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。 2 評価の指標等は市民の視点に立		(行政評価) 第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政經營を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。	・行政評価システム推進本部設置規定(平成12年5月31日訓令第5号) 【参考:行政機関が行う政策の評価に関する法律】

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	<p>脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとしします。</p> <p>3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。</p>			
情報公開	<p>(情報公開)</p> <p>第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。</p> <p>2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。</p>	<p>(区政に関する情報の公開)</p> <p>第三十一条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(区民等の情報公開)</p> <p>第三十三条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。</p>		<p>・宇都宮市情報公開条例(平成12年3月24日 条例第1号)</p> <p>【参考：行政機関の保有する情報の公開に関する法律】</p>
個人情報保護	<p>(個人情報保護)</p> <p>第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。</p> <p>2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。</p> <p>3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。</p>	<p>(区政に関する情報の公開)</p> <p>第三十一条 (略)</p> <p>2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。</p> <p>(区民等の情報公開)</p> <p>第三十三条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。</p>	<p>(情報の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。</p>	<p>・宇都宮市個人情報保護条例(平成12年3月24日 条例第2号)</p>
行政手続			<p>(行政手続)</p> <p>第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。</p>	<p>・宇都宮市行政手続条例(平成8年12月19日 条例第2号)</p> <p>【参考：行政手続法】</p>
条例の制定			<p>(条例の制定及び法令の活用)</p> <p>第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。</p>	<p>・行政経営課法制グループの設置(平成15年4月～)</p>
法令遵守			<p>(法令の遵守)</p> <p>第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。</p>	
市の財政	<p>(財政運営等)</p> <p>第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。</p>		<p>(財政運営)</p> <p>第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。</p> <p>2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。</p>	<p>・宇都宮市財政運営指針(中期財政計画)</p> <p>・バランスシート(貸借対照表)(平成11年度～)、行政コスト計算書(平成13年度～)</p> <p>【参考：地方自治法第2条第14項、地方財政法第1条】</p> <p>・財務規則(昭和39年9月施行)</p>

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。			
市の組織・人事			(執行機関の組織) 第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。	・組織整備・定員適正化に関する方針(平成17年3月制定) ・宇都宮市職員研修規程(昭和49年4月施行)
社会資源の活用		(社会資源の活用等) 第四十条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。		
住民の提案		(区への提案制度) 第三十五条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。	(市民の要望の取扱い) 第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。	
苦情対応・権利保護	(苦情、不服等に対する措置) 第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。			
市政への住民参画	(多様な参加の機会の整備等) 第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。 (審議会等の市民委員の公募) 第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。	(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画) 第二十八条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。	(市民の参画の推進) 第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。 2 (略) 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。	・市民協働推進指針(平成16年11月) ・市民協働推進計画(策定中) ・パブリックコメント制度実施要綱(平成14年4月施行) ・宮だより(平成11年4月～)、まちづくり懇談会(平成11年10月～)、テーマ別懇談会(平成12年2月～)、市政アンケートモニター制度(平成12年4月～) ・審議会、委員会制度の改善に関する指針(平成10年策定)
附属機関等(審議会等)の公開	(会議公開) 第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。			・審議会、委員会制度の改善に関する指針(平成10年策定)
住民の意思の表明(パブリックコメント)	(パブリックコメント手続) 第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。	(区民等の意見表明) 第三十八条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。 2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴	(市民の参画の推進) 第14条 (略) 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。	・パブリックコメント制度実施要綱(平成14年4月施行)

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。	取し、その意見に対する考え方を公表しなければならない。	3 (略)	
住民投票	(住民投票制度) 第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。))をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。	(住民投票) 第三十九条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。 2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。	(住民投票) 第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。	
情報共有・説明責任	(情報提供) 第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。 2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。 (情報共有の手法等の整備) 第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。	(情報の共有と説明責任) 第二十七条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。 (区の説明責任) 第三十二条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。 (区民等の説明責任) 第三十四条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。 (区の政策等の周知) 第三十七条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。	(情報の取扱い) 第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。 2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。 3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報に適正に取り扱います。	・広報紙「広報うつのみや」 ・市ホームページ
相互参画		(各主体相互の活動への参画) 第三十六条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために対話し、交流し、学び合う。 2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。		
協働の推進	(協働推進の施策整備等) 第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。	(協働・協治の推進のしくみ) 第四十二条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協治の推進のしくみをつくる。	(共働の推進) 第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。	・市民協働推進指針(平成16年11月)
都市内分権, 地域自治	(区及び区役所の設置) 第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それ		(都市内分権の推進) 第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するため	・地区行政の推進に係る大綱(平成16年11月) ・地区行政推進計画(平成18年6月)

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	<p>それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。</p> <p>(区長の設置及び役割)</p> <p>第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。</p> <p>2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。</p> <p>(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。</p> <p>(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。</p> <p>(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。</p> <p>(必要な組織の整備等)</p> <p>第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。</p> <p>(区民会議)</p> <p>第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。</p> <p>2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。</p>		<p>の施策を講じます。</p> <p>(地域自治区の設置)</p> <p>第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。</p>	
国との連携，地域間連携	<p>第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。</p> <p>2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。</p>	<p>(区外の人々との連携・協力)</p> <p>第四十一条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。</p>	<p>(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)</p> <p>第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栃木県市長会（昭和25年8月設立） ・ 宇都宮地区広域行政推進協議会（昭和47年10月設置） ・ 一部事務組合（栃木県市町村消防災害補償等組合） ・ 全国市長会，中核市連絡会（平成8年5月設置） ・ 構造改革特区の活用 ・ 国際化推進基本計画（平成16年3月改定）
自治運営のあり方についての調査審議	<p>第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基</p>			

項目	川崎市	文京区	豊田市	本市の制度
	づく制度等の在り方について調査審議します。			
条例の位置づけ	<p>(位置付け等)</p> <p>第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</p> <p>2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。</p>	<p>(区における条例の尊重義務)</p> <p>第四十三条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。</p>	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</p>	